

四日市市告示第347号

四日市市中小企業雇用継続支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年5月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業雇用継続支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業により労働者の雇用の維持を図ろうとする事業主に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年 四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付対象事業者(以下、「対象事業者」という。)は、以下のすべてを満たすものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2の規定による雇用調整助成金、または、職発0310第2号の規定による緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給決定を受けた事業主とする。

(2) 市内に立地する事業所において、休業等を実施した中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）、小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。）その他市長が適当と認める団体とする。

(3) 市税を完納しているもの。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の適用を受けた場合はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、雇用調整助成金等の助成率が10/10の事業者は対象としない。

(補助金の対象期間)

第3条 補助金の対象期間は、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの3か月間とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、予算の範囲内において、各号に定める額とする。

(1) 対象事業者が解雇等を行わず雇用を維持している場合

①令和2年4月1日から7日まで 雇用調整助成金等助成額算定書の基準賃金額（休業手当額）の1/10

②令和2年4月8日以降の休業が含まれる場合 雇用調整助成金等の休業手当の支払率60%までの部分の1/10

(2) 対象事業者が解雇等を行った場合

雇用調整助成金等助成額算定書の基準賃金額（休業手当額）の1/10

2 前項の額に従業員を休業させた休業延べ日数を乗じた額を補助金額とし、算出した補助金の額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切る捨てるものとする。ただし、1対象事業者あたり、200万円を限度とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の支給を受けようとする対象事業者は、四日市市中小企業雇用継続支援補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次の書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- (2) 雇用調整助成金等に係る国への提出書類の写し
- (3) 市税の完納証明書(ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の適用を受けた場合は、納税猶予証明書にかえることができる)
- (4) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受け付けたときは、速やかに内容を審査し、交付の決定をしたときは、四日市市中小企業雇用継続支援補助金交付決定通知書(第2号様式。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するとともに、四日市市中小企業雇用継続支援補助金請求書(第3号様式)に基づき、補助金を交付する。

(決定の取消し)

第7条 市長は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象事業者が、法令又は本要綱の規定に違反したとき
- (2) 対象事業者が、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付をうけたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年5月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(第1号様式)

四日市市中小企業雇用継続支援補助金交付申請書

年 月 日

四日市市長

〒

申請者 住 所

名 称

代表者

印

電話番号 ()

四日市市中小企業雇用継続支援補助金の支給を受けたいので、四日市市中小企業雇用継続支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

〔 雇用調整助成金への上乗せ 円
緊急雇用安定助成金への上乗せ 円 〕

【添付書類】

- (1) 四日市市中小企業雇用継続支援補助金 算定書 (別紙1)
- (2) 四日市市中小企業雇用継続支援補助金 休業実績名簿 (別紙2)
(市内に立地する事業所以外の従業員が含まれる場合 添付)
- (3) 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- (4) 雇用調整助成金等に係る国への提出書類の写し

	雇用調整助成金 【雇用保険被保険者】	緊急雇用安定助成金 【雇用保険被保険者以外】	小規模事業主 【被保険者】	小規模事業主 【被保険者以外】
①	(休業等) 支給申請書	支給申請書	支給申請書	支給申請書
②	助成額算定書	助成額算定書	助成率確認票	助成率確認票
③	休業・教育訓練実績一覧表	休業計画・実績一覧表	休業実績一覧表	休業実績一覧表

- (5) 市税の完納証明書 (ただし、新型コロナウイルス感染所の影響による徴収猶予の適用を受けた場合は、納税猶予証明書にかえることができる)

- (6) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

第1号様式（別紙1） ①算定書（雇用調整助成金への上乗せ分）

A 交付要綱第4条（1）①、（2）の場合 【雇用調整助成金算定書の基準賃金額（休業手当額）の1/10】

①平均賃金額	②休業手当の支払率		③基準賃金額	④市補助額 【③×1/10】	⑤休業延べ日数	⑥補助金額
	全日		%			
	短時間		%			

*①平均賃金額は、雇用調整助成金助成額算定書の（4）の金額を転記

の部分に入力ください。の部分 は自動計算です。

B 交付要綱第4条（1）②の場合 【雇用調整助成金の休業手当の支払率が60%までの部分の1/10】

①平均賃金額	②休業手当の支払率		③基準賃金額 【①の6割分】	④市補助額 【③×1/10】	⑤休業延べ日数	⑥補助金額
	全日		%			
	短時間		%			

*①平均賃金額は、雇用調整助成金助成額算定書の（4）の金額を転記

の部分に入力ください。の部分 は自動計算です。

第1号様式（別紙1） ②算定書（緊急雇用安定助成金への上乗せ分）

A 交付要綱第4条（1）①、（2）の場合 【緊急雇用安定助成金算定書の基準賃金額（休業手当額）の1/10】

①平均休業 手当日額		②休業手当の支払率		③基準賃金額 【①】	④市補助額 【③×1/10】	⑤休業延べ日数	⑥補助金額
	全日		%				
	短時間		%				

*①平均休業手当日額は、緊急雇用安定助成額算定書の（4）の金額を転記

の部分に入力ください。 の部分は自動計算です。

B 交付要綱第4条（1）②の場合 【緊急雇用安定助成金の休業手当の支払率が60%までの部分の1/10】

①平均休業 手当日額		②休業手当の支払率		③基準賃金額 【②の6割までの分】	④市補助額 【③×1/10】	⑤休業延べ日数	⑥補助金額
	全日		%				
	短時間		%				

*①平均休業手当日額は、緊急雇用安定助成額算定書の（5）の金額を転記

の部分に入力ください。 の部分は自動計算です。

第1号様式（別紙1） ③算定書（小規模事業主・雇用調整助成金への上乗せ分）

A 交付要綱第4条（1）①、（2）の場合 【雇用調整助成金支給申請書の休業手当の合計額の1/10】

①休業手当の 合計額	②休業延べ日数	③休業手当の支払率		④基準賃金額 ①/②	⑤市補助額 【④×1/10】	⑥休業延べ日数 (市内店舗分)	⑦補助金額 【⑤×⑥】
		全日		%			

*①休業手当の合計額は、雇用調整助成金休業実績一覧表の⑤の金額を転記

*②休業延べ日数は、雇用調整助成金休業実績一覧表の⑦の日数を転記

の部分に入力ください。の部分には自動計算です。

B 交付要綱第4条（1）②の場合 【雇用調整助成金の休業手当の支払率が60%までの部分の1/10】

①休業手当の 合計額	②休業延べ日数	③休業手当の支払率		④基準賃金額 ①/②	⑤支払率60%までの 額	⑥市補助額 【⑤×1/10】	⑦休業延べ日数 (市内店舗分)	⑧補助金額 【⑥×⑦】
		全日		%				

*①休業手当の合計額は、雇用調整助成金休業実績一覧表の⑤の金額を転記

*②休業延べ日数は、雇用調整助成金休業実績一覧表の⑦の日数を転記

の部分に入力ください。の部分には自動計算です。

第1号様式（別紙1） ④算定書（小規模事業主・緊急雇用安定助成金への上乗せ分）

A 交付要綱第4条（1）①、（2）の場合 【緊急雇用安定助成金支給申請書の休業手当の合計額の1/10】

①休業手当の合計額	②休業延べ日数	③休業手当の支払率		④基準賃金額 ①/②	⑤市補助額 【④×1/10】	⑥休業延べ日数 (市内店舗分)	⑦補助金額 【⑤×⑥】
		全日		%			

*①休業手当の合計額は、緊急雇用安定助成金休業実績一覧表の④の金額を転記

*②休業延べ日数は、雇用調整助成金休業実績一覧表の⑥の日数を転記

の部分に入力ください。の部分は自動計算です。

B 交付要綱第4条（1）②の場合 【緊急雇用安定助成金の休業手当の支払率が60%までの部分の1/10】

①休業手当の合計額	②休業延べ日数	③休業手当の支払率		④基準賃金額 ①/②	⑤支払率60%までの額	⑥市補助額 【⑤×1/10】	⑦休業延べ日数 (市内店舗分)	⑧補助金額 【⑥×⑦】
		全日		%				

*①休業手当の合計額は、緊急雇用安定助成金休業実績一覧表の④の金額を転記

*②休業延べ日数は、雇用調整助成金休業実績一覧表の⑥の日数を転記

の部分に入力ください。の部分は自動計算です。

別紙2 ①雇用調整助成金

休業実績名簿

【令和2年 月 日～令和2年 月 日】

	休業対象者氏名	全日休業 (日)	短時間休業 (時間)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
	合計		

所定労働時間		
--------	--	--

休業延べ日数	
--------	--

上記の者は、市内に立地する事業所の従業員に相違ない。

名 称 _____

代表者 _____ ⑩

別紙2 ②緊急雇用安定助成金
休業実績名簿

【令和2年 月 日～令和2年 月 日】

	休業対象者氏名	全日休業 (日)	短時間休業 (時間)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
	合計		

所定労働時間		
--------	--	--

休業延べ日数	
--------	--

上記の者は、市内に立地する事業所の従業員に相違ない。

名 称 _____

代表者 _____ (印)

(第2号様式)

第 号

申請者 住 所
名 称
代表者 様

四日市市中小企業雇用継続支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市中小企業雇用継続支援補助金について、四日市市中小企業雇用継続支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金の交付条件

- (1) 四日市市中小企業雇用継続支援補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業終了後5年間保存しておくこと。
- (3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。
- (4) 雇用調整助成金等で10/10の助成を受けた場合は返還するものとする。

(第3号様式)

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所
名 称
代表者

印

四日市市中小企業雇用継続支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた四日市市
中小企業雇用継続支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり
請求します。

記

請求金額 金 円

振込希望口座	銀行	支店							
	金庫								
	農協	出張所							
	<口座種別> 普通 当座								
	<口座番号>								
	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								
	<口座名義人(フリガナ)>								